

要件事項	<p><航空／海上共通業務></p> <p>海上における運送途上の「輸出取止め再輸入申告・特例輸出貨物の輸出許可取消申請事項登録（EEA）」業務の可能化</p>
機能概要	<p><変更前仕様></p> <p>海上システムにおいて、システム内運送中の貨物に対して特例輸出貨物の輸出許可取消申請は、実施不可である。</p>
	<p><変更後仕様></p> <p>海上システムにおいて、「輸出取止め再輸入申告・特例輸出貨物の輸出許可取消申請事項登録（EEA）」業務等で実施している「運送中でないこと」チェックを特例輸出貨物の輸出許可取消申請（申告等種別が「T：特定輸出申告」、「N：特定委託輸出申告」または「M：特定製造貨物輸出申告」）の場合は、行わないように変更し、システム内運送中の貨物に対して特例輸出貨物の輸出許可取消申請が実施できるようにする。</p>

1. 変更内容

(1) オンライン業務の変更

システム内運送中の貨物に対して、特例輸出貨物の輸出許可取消申請が実施できるように、EEA業務等で実施しているチェック処理を変更する。

(A) EEA業務、EEC業務、EEA01業務、EEE業務の変更

海上貨物DBチェックで実施している「運送中でないこと」チェックについて、申告等種別が「T」「N」「M」の場合、エラーとならないように変更する。チェックしないことにより申告等種別が「T」「N」「M」の場合、以下のルートが可能となる。

(a) バラ通関の場合

業務	ECR	EDA	EDC 許可	BIC	VAN ※1	EEA	EEC	CEC	VAC	BOB 内貨引取
	ECR	EDA	EDC 許可	BIC	VAN ※1	EEA	EEC	CEC	CYA	CYO 内貨引取
	ECR	EDA	EDC 許可	BIC	BOC	EEA	EEC	CEC	BOC 取消	BOB 内貨引取

(※1) VAE含む

(b) コンテナ通関の場合

業務	ECR	VAN ※1	EDA	EDC 許可	EEA	EEC	CEC	VAC	
	ECR	VAN ※1	EDA	EDC 許可	EEA	EEC	CEC	CYA	CYO 内貨引取

(※1) VAE含む

搬出業務実施後も、EEA～CECが可能となり、特例輸出貨物の輸出許可取消申請が可能となる

また、以下のルートについては、「輸出取止め再輸入申告・特例輸出貨物の輸出許可取消申請事項登録中または輸出取止め再輸入申告・特例輸出貨物の輸出許可取消申請中でないこと」チェックによりエラーとなるため、税関が「輸出取止め再輸入申告・特例輸出貨物の輸出許可取消申請審査終了（CEC）」業務まで実施し、許可取消となった後にエラーとなった業務を再度実施する必要がある。

(c) バラ通関の場合

業務	ECR	EDA	EDC 許可	BIC	EEA	VAN エラー
----	-----	-----	-----------	-----	-----	------------

(d) コンテナ通関の場合

業務	ECR	VAN	EDA	EDC 許可	CYA	EEA	CYO エラー
----	-----	-----	-----	-----------	-----	-----	------------

2. 変更対象業務

<オンライン業務>

- ・「輸出取止め再輸入申告・特例輸出貨物の輸出許可取消申請事項登録（EEA）」業務
- ・「輸出取止め再輸入申告・特例輸出貨物の輸出許可取消申請変更事項登録（EEA01）」業務
- ・「輸出取止め再輸入申告・特例輸出貨物の輸出許可取消申請（EEC）」業務
- ・「輸出取止め再輸入申告・特例輸出貨物の輸出許可取消申請変更（EEE）」業務

3. 特記事項

(1) 個別項目

なし

4. リリース予定日／サービス開始予定日

2021年03月21日（日）保守時間帯リリース